

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた
設計変更等に係る運用について

(趣旨)

第1条 この要領は、徳島県農林水産部が発注する工事及び工事の積算体系で積算した委託業務(以下「工事等」という。)において、中東情勢の変化に伴い、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材について、代替資材を調達した場合や流通経路の見直しによる調達をする場合等に、これらの調達変更により必要となる経費を設計変更により計上する運用に必要な事項について定める。

(対象工事等)

第2条 徳島県農林水産部が発注する工事等のうち、令和8年6月24日以降に、入札公告又は指名通知(以下「入札手続」という。)を行う工事等を対象とする。なお、令和8年6月24日以前に入札手続を行った工事等についても、受発注者間で協議が整った場合は対象とすることができることとする。

(調達検討資材)

第3条 調達検討資材は、ナフサを由来とする建設資材とする。

(実施方法)

第4条 発注者は、あらかじめ対象工事に含まれる調達検討資材を確認し、必要に応じて調達検討資材の規格、数量等を設計図書に示すものとする。また、受注者から調達検討資材に関する追加等の協議があった場合には、発注者は、調達検討資材に該当するか否かを確認することとする。なお、協議は、工事打合せ簿により実施する。

2 調達検討資材について、別途調達経費が必要となる場合には、事前に現場監督員等と協議するものとする。ただし、調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められ、監督員等が了解した場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

別途調達経費が必要となる場合は、次の場合を想定している。

- (1) 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- (2) 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- (3) 調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)

なお、代替資材を調達する場合は、受注者は、協議の際に代替資材が設計図書で求められる機能や品質等を満足していることが確認できる資料を監督員等へ提出するものとする。

3 受注者から、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)の提出があった場合には、その別途調達経費を基に設計変更(必要に応じて工期変更)を行うものとする。

また、別途調達経費の状況について、監督員等から報告を求められた場合、受注者はその都度、速やかに報告するものとする。

(積算方法)

第5条 設計変更は、精算変更時に行うことを基本とする。

2 設計変更を行う対象数量の考え方は次のとおりとする。ただし、既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。

証明された数量と対象数量の考え方（※営繕工事は除く）

証明数量<設計図書の数量	→ 設計変更不可。
設計図書の数量 \leq 証明数量 \leq 設計数量	→ 設計変更可。対象数量は証明数量
設計数量<証明数量	→ 設計変更可。対象数量は設計数量

注) 設計図書の数量:設計図書(数量総括表や図面等)に記載されている数量*
設計数量:設計図書の数量にロスを加えた数量(積算上の数量)
証明数量:受注者から証明された数量
※精算変更見込み数量を考慮すること。

換算値などを用いて明示した調達数量については、受発注者間で合意した換算値等や実際の使用量などを基に、受発注者間で協議して最終的な設計数量を決定すること。

- 3 設計変更にかかる単価は、証明書類で確認出来た実際の購入価格とする。
- 4 別途調達経費は、直接工事費に計上するものとする。
材料費が個別に設定されている場合は、実際の購入価格に入れ替えて設計変更を行うこと。
土木工事標準単価など材料費が分離できない場合は、調達検討資材の当初入札時点（ただし、資材価格高騰に対する特例措置（以後「特例措置」という。）を実施した場合は、特例措置後）の実勢価格と実際の購入価格の差分を計上して設計変更を行うこと。
納品される製品の一部の構成部品（主要部品でない箇所）にナフサ由来の資材が使用されている場合においては、その構成部品に係る当初入札時点または特例措置後の実勢価格と実際の購入価格の差分が証明できる場合は、設計変更の対象とする。
- 5 設計数量については、設計図書(数量総括表や図面等)に記載された数量を明示することを基本とする。なお、設計図書に数量が明示されていない資材については、関連する資材から、一般的な換算値を用いて算出し明示するものとする。
(例:塗料用シンナーについて、使用する塗料の標準的な希釈率を基に算出)

(その他)

- 第6条 対象工事等は、特記仕様書に明示する。ただし、令和8年7月15日以降に入札手続きを行う工事等とする。
- 2 本要領に基づく設計変更内容は、工事請負契約款第26条（スライド条項）の対象外とする。また、特例措置との併用は可能とする。
 - 3 設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこと。
 - 4 本要領に基づく措置は、当面の間の運用とする。

附則

この運用は、令和8年6月24日から施行する。